

津野田 一馬

法学研究科・准教授

[研究]

昨年度以前から継続している、日本の上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する研究に、引き続き取り組んだ。アメリカおよびドイツの動向を参考に、経営者の選解任と報酬を中心として、日本のコーポレート・ガバナンスに対する提言を行うことを目的として、論文執筆を進めている。当該論文は、本年度末において概ね執筆が終了し、来年度中に公表される見込みである。コーポレート・ガバナンスについては、政策決定過程・政治過程との関係性という異なる観点からも検討を進めており、準備的な研究会報告を行った。なお、これらの研究の遂行にあたっては、民間の奨学助成金の支援を受けた。

事業譲渡に伴う競業避止義務に関する判例評釈として、「事業譲渡に伴う競業避止義務違反に基づく差止め・損害賠償請求——知財高裁平成29.6.15判決」ジュリ1523号135頁(2018年)を公表した。古物売買業における市場競争のあり方、および、競業による損害の発生とその額の裁判上の認定方法に関して検討した。また、現在は、濫用的事業譲渡・濫用的会社分割における債権者保護の問題についても、近時のいくつかの最高裁判例を中心に考察を進めており、来年度において研究会報告を行う予定である。

[教育]

法学研究科において演習2単位(商法1)、法学部において講義2単位(商法3)と演習2単位(フレッシュマンセミナー)を担当した。

文献講読を行う商法1においては、毎回事前にチェックシートを作成して講読文献に関する設問を受講生に提示することで、円滑に演習を進行させ、また、論理的読解力を養成する工夫を行った。

保険法を扱う商法3においては、毎回レジュメ(全100頁程度)・スライド(全500枚程度)を作成した。随時に学生の発言を求め、前回の復習を質疑応答形式で毎回行うことによって、学生の授業参加を促した。保険実務家の協力を得て、最先端の実務に関する講演を授業に組み込んだ。

1年次生を対象とするフレッシュマンセミナーにおいては、会社法に関するオリジナルの架空事例を事前に作成し、5人程度のグループに分かれた学生に、相談しながら事例の解決を考えてもらった。入門者の感じる法学への抵抗感を低減し、また、学生間のコミュニケーションを促進することを目標として演習を運営した。

[管理運営]

法学研究科教務委員会委員(後期のみ)、安全衛生管理室員を務めた。

[社会貢献]

特になし。